

名古屋市告示第153号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により縦覧します。

令和 7年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし

- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課